

消防団員の待遇

消防団は、消防本部(消防署)と同様に、市の消防機関の一つであり、その構成員である消防団員は、消防本部等の職員と同じ地方公務員です。ただし、消防本部等の職員が常勤の地方公務員であるのに対し、消防団員は、他に本業を持つ**非常勤特別職の地方公務員**になります。平成18年4月1日現在、全国には2,584団の消防団があり、907,000人の団員が活躍しています。



参考までに、伊豆の国市消防団には393人の団員しかおらず(平成19年4月1日現在)定数の75%を下回っています。消防団員の主な待遇は、次のとおりです。

公務災害補償制度

消防団活動中に負傷した場合の補償制度

退職報償金

一定期間以上勤務し退団した際には、退職報償金が支払われます。

被服の貸与

消防団活動に必要な被服が貸与されます。

表彰制度

職務にあたって功勞、功績があった場合には、表彰されます。

消防団の存在意義

もう何年も前から、「東海地震はいつ発生してもおかしくない」と言われています。それはつまり、「今すぐ発生してもおかしくない」ということを意味します。地震が発生したとき、自宅の火事を消してくれる、家族を救助してくれるプロの消防士は地域に何人いるか、ご存じでしょうか？

実は、伊豆市・函南町を含む広域の『田方消防本部』には、消防士等が百六十人しかいません。これに対し、二市一町の総人口は十二万六千人以上。大地震のとき、一人の消防士が八百人近くの住民を支えられるでしょうか？

答えは、「不可能」です。

2市1町の 総人口 126,963人	2市1町 消防団員総数 1,253人
田方消防本部 消防士等 160人	

(平成19年4月1日現在)

だからこそ、まずは、自分たちのまちは、自分たちが守る「ことが必要であり、住民による防災活動の最前線が、消防団なのです。」

阪神・淡路大震災では、消防署が救助した人数よりも、地元消防団が救助した人数の方が多く、震災直後から多くの消防団員が消火・救助活動や住民の避難誘導などの活動に従事したといえます。そして、

活動 火災時の消火

昨年一月から十一月までの間、市内では三十三件の火災が発生しました。消防団は火災現場に急行し、消防本部の消火活動を助けます。主に、水利(火を消すための水源)の確保や中継、交通整理など後方支援で活躍しています。

消防団のメリットは地区ごとに分団編成されていること。山林火災などでは車の入れる道や、最も近い水利などにも熟知しています。迅速な消火活動には、地元分団の力がなくてはならないのです。

活動 平常時の訓練

消防団は、火災・水害・地震などで素早く的確に動けるよう、平常時からの訓練を怠りません。定期行事の水防訓練や中継訓練、ポンプ操法、基本動作の規律訓練などを積み、消防機材等を常に点検・整備することで、いざというときに備えています。

活動 夜警

冬は、空気が乾燥し、火災の発生率が高い時期です。分団によっては、毎年十二月上旬〜翌三月上旬にかけて「夜警」を実施しています。団員たちは毎夜、消防団詰所に当番で待機し、ポンプ車や徒歩で地区内をパトロールしているのです。

土のう積み
ポンプ車操法

伊豆の国市消防団は、新入団員を募集しています。今こそ、あなたの力が必要です。地域の人たちを、そして家族や大切な人を守れるのは、あなたしかいないのだから。

問合せ 安全対策課 電話 055 948 1412 または伊豆の国市消防団各分団へ

絆

自分たちのまちは
自分たちで守る



宗光寺の矢田智人さんご家族。
後列右から祖父・五七夫さん、
父・幸雄さん、前列右からご本人、
長男・和博くん(2歳)

じいちゃん、おやじが守ってきた精神は、おれが引き継いだ。大きくなったら、息子にも伝えていきたい。

伊豆の国市
消防団

皆さんは、『消防団』の活動をどこまでご存じでしょうか。彼らは、消防署に勤務する、プロの消防士ではありません。企業に勤めるサラリーマン、工事現場で働く作業員、酒屋や商店を営む自営業者、牛の世話や農作物を育てる農家、農協・市役所の職員など、それぞれの本業を別に持ちながら、『消防団』というボランティア活動に身を投じています。

『消防団』は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という精神に基づき、火災や台風、地震などの災害から、地域の人たちを、自分の家族や大切な人たちを守るため、日夜、訓練や警備に励んでいるのです。

ここでは、そんな『消防団』の活動を少しだけご紹介します。